

《羽曳野市報道提供資料》

令和8年2月27日 発表

(連絡先)

電話 072-958-1111 (代表)

担当 総務部人事課

職員の懲戒処分について

羽曳野市は、令和8年2月27日、市民生活部の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日 令和8年2月27日

2. 被処分者 市民生活部環境保全課 主幹 56歳 男性

3. 処分内容

懲戒処分 減給10分の1 1か月

(根拠法令・地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

分限処分 主任に降任

(根拠法令・地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号)

4. 処分理由

被処分者は14日間、正当な理由なく勤務を欠いた。また、再三注意したにも関わらずそれに従わないなど、改善がなされず、服務規律を遵守する意識を著しく欠いたもの。

市長コメント

職員がこのような行為をしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深く

お詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の肅正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和8年2月27日

羽曳野市長 山入端 創